

## 北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則の概要

### 1 趣旨

北海道核燃料税条例（平成30年北海道条例第4号）附則第1項の規定に基づき、同条例の施行期日を平成30年9月1日とする北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則を制定する。

条例公布年月日 平成30年3月30日

総務大臣同意年月日 平成30年6月26日

### 2 施行期日を平成30年9月1日とする理由

- (1) 北海道核燃料税条例（平成25年北海道条例第8号）が、平成30年8月31日で失効すること。
- (2) 北海道核燃料税条例は新規制定の形式をとっているが、実質的には条例の更新であり、旧条例との連続性を持たせる必要があること。
- (3) 総務省と課税期間を平成30年9月1日から5年間とする内容で協議を進め、総務大臣の同意を得ていること。